



鳥取県公報

令和4年5月24日（火）
第9401号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託（2件）（298・299）（消防防災課）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（300）（とっとり弥生の王国推進課）・・・・・・・・ 2
	アカヒレタビラ保護管理事業計画の認定（301）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・ 2
	特定計量器の定期検査の実施（302）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（303）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意（304）（水産振興課）・・・・ 3
	保安林の指定施業要件の変更予定（305）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の中止（306）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	土地改良区連合の役員の就任（307）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況（県民参画協働課）・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県情報公開条例の運用状況（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・・・ 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（2件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・ 8
	落札者の決定（2件）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
鳥取県危険物保安協会連合会
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第299号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般社団法人鳥取県消防設備協会
- 2 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

鳥取県告示第300号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、とっとり弥生の王国推進課が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
鳥取県立博物館振興会	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
公益財団法人鳥取市文化財団	〃

鳥取県告示第301号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うアカヒレタビラを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県アカヒレタビラ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
西伯郡南部町鴨部721-1
伯耆のタビラをまもる会 会長 桐原 真希
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生息状況把握のためのモニタリング調査
 - (2) 生息環境の維持・改善に向けた活動

(3) 域外保全や人為増殖の検討と実施

(4) 地元住民等を対象としたミナミアカヒレタビラを含めた生物多様性保全の啓発

3 認定年月日 令和4年5月12日

鳥取県告示第302号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
八頭郡八頭町	令和4年7月1日（金）	午前10時から午後3時まで	八頭郡八頭町宮谷80 中央公民館
〃	令和4年7月5日（火）	午後1時から午後3時まで	八頭郡八頭町船岡539-1 船岡地区公民館
〃	令和4年7月8日（金）	〃	八頭郡八頭町徳丸578-1 八頭町男女共同参画センター
八頭郡若桜町	令和4年7月12日（火）	〃	八頭郡若桜町大字若桜757 若桜町公民館
八頭郡智頭町	令和4年7月15日（金）	午前10時から午後3時まで	八頭郡智頭町大字智頭2076-2 智頭町総合センター

鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を令和4年5月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第304号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、米子加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第305号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町宝木字西濱1561の34、1561の56
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第306号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により通知のあった次の公共測量について、国土交通省国土地理院長から中止する旨の通知があったので告示する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第307号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和4年5月24日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

就任した役員の氏名及び住所
 理 事 手 嶋 俊 樹 東伯郡北栄町下種480
 " 福 本 まり子 東伯郡琴浦町大字下伊勢492
 令和4年5月9日就任 任期 令和7年3月31日まで

公 告

鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第53条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事(知事部局)	25	21	3	0	2	0	0	0
知事(企業局)	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	11	1	4	3	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	32	0	30	0	1	0	2	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0

人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	69	32	34	4	6	0	2	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事 (知事部局)	157
知事 (企業局)	0
教育委員会	2,540
警察本部長	133
人事委員会	319
病院事業管理者	43
合 計	3,192

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

請求なし

4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

請求なし

5 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件数	処 理 状 況								
	鳥取県個人情報保護審議会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
0	0	0	2	0	0	2	0	0	0

(注) 審査請求の件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、審査請求から処理の完結までに複数年度を要したものがあからである。

6 個人情報是正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況

(1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

募集年度	提案の募集期間	提案等の件数及び処理状況
令和2年度	令和3年2月19日から同年3月22日まで	提案なし
令和3年度	令和4年2月16日から同年3月17日まで	提案なし

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案
提案なし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
366	206	57	7	97	1	21	1

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	
知事（知事部局）	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局	34
	令和新時代創造本部	4
	交流人口拡大本部	0
	危機管理局	24
	総務部	35
	地域づくり推進部	18
	福祉保健部	11
	子育て・人財局	6
	生活環境部	20
	商工労働部	3
	農林水産部	16
	県土整備部	19
	会計管理局	0
	中部総合事務所	11
	西部総合事務所	16
小計	217	
知事（企業局）	0	
教育委員会	63	
公安委員会	4	
警察本部長	48	

選挙管理委員会	6
人事委員会	16
監査委員	0
労働委員会	1
収用委員会	0
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
病院事業管理者	8
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	0
公立大学法人公立鳥取環境大学	0
鳥取県住宅供給公社	0
鳥取県土地開発公社	0
公益財団法人鳥取県造林公社	0
公益財団法人鳥取県教育文化財団	0
一般財団法人鳥取県観光事業団	0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	0
公益財団法人鳥取県文化振興財団	0
指定管理者	3
合 計	366

3 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			審査請求に対する裁決等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
12	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 審査請求の件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、審査請求から処理の完結までに複数年度を要したものがあからである。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市尾高字森下ノ東3247-1	田	540

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
米子市尾高字森下ノ東3247-1	令和4年	10年	0	-

	8月				
--	----	--	--	--	--

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4年6月7日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 令和4年度鳥取県教育系ネットワーク管理運営業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年3月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契約金額 | 67,436,149円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 教育系ネットワークセキュリティ強化に係る通信機器等整備業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和4年4月6日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |

- 5 契 約 金 額 36,728,120円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定期務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校（東・中部地区）教職員パソコン等賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 令和4年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 日通リース&ファイナンス株式会社
米子市両三柳2371-8
- 5 落 札 金 額 140,511,360円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 令和4年2月4日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校（中・西部地区）教職員パソコン等賃貸借 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 令和4年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 日通リース&ファイナンス株式会社
米子市両三柳2371-8
- 5 落 札 金 額 134,053,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 令和4年2月4日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
及び所在地 鳥取市東町一丁目271